

【当日資料2】

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第2条 法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、寝屋川市が設置する執行機関の附属機関は、別表のとおりとする。

別表

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	寝屋川市障害者計画等推進委員会	障害者計画及び障害福祉計画の審議に関する事務

寝屋川市障害者計画等推進委員会規則（抜粋）

（専門部会）

第6条 委員会に、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該専門部会の事務を掌理し、当該専門部会における検討の状況及び結果を委員会に報告する。